選挙運動用ポスター作成業務契約書

益子町議会議員選挙候補者　　（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、公職選挙法第１４３条の規定による選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

(1)　規格・作成枚数　　ア　規格　　cm×　　cm

イ　作成枚数　　枚

(2)　納入期限　　令和　　年　　月　　日

(3)　契約金額　　円（消費税含む）

（１枚　　円（消費税含む）×　　枚）

第２条　この契約に基づく契約金額について、乙は、益子町議会議員及び益子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき益子町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、契約金額が益子町に請求する金額を超えたときは、甲がその不足分を支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条に該当し、供託物を没収されることとなった場合は、乙は、益子町には請求できない。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

第４条　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　所

（候補者）氏　名

乙　　所在地

（ポスター作成業者）名　称

代表者氏名